

# 1級FP技能検定実技試験【資産設計提案業務】精選過去問題集 2025年版 改正正誤表

1級FP技能検定実技試験【資産設計提案業務】精選過去問題集に下記の通り改正に伴う修正箇所がございます。ご確認の上ご活用くださいますようお願い申し上げます。

F P K 研修センター株式会社 事務局

## 記

p. 35 取り消し線部分を削除

誤 <70歳未満の自己負担限度額（月額）~~／2025年7月まで~~>

正 <70歳未満の自己負担限度額（月額）>

p. 36 下記（注）を削除

~~（注）2025年8月以後、すべての所得階層において自己負担限度額が引き上げられる。~~

p. 182 問14

<配偶者特別控除額（所得税）の早見表>の下に、下記の基礎控除額早見表を挿入

<基礎控除額早見表（2025・2026年分）>

合計所得金額	基礎控除額
132万円以下	95万円
336万円以下	88万円
489万円以下	68万円
655万円以下	63万円

合計所得金額	基礎控除額
2,350万円以下	58万円
2,400万円以下	48万円
2,450万円以下	32万円
2,500万円以下	16万円

p. 182 問14 選択肢2. 「2. 120,500円」を「2. 110,500円」に訂正

p. 183 問14 <計算手順> (2)の②の基礎控除額58万円を68万円に訂正して計算

### ② 人的控除

- ・妻の美香さんの合計所得金額は「90万円－65万円＝25万円」であり、慎吾さんの合計所得金額は396万円であるから、配偶者控除額は38万円となる。
- ・長男の恭介さんは16歳未満であり、扶養控除の対象とならない。
- ・慎吾さんの合計所得金額は396万円（336万円超489万円以下）であるから、基礎控除額は68万円となる。

よって人的控除額は次のとおり。

配偶者控除 38万円

基礎控除 68万円 計106万円

所得控除の合計額＝①＋②＝82万円＋106万円＝188万円

### (3) 課税総所得金額

(1)－(2)＝396万円－188万円＝208万円

### (4) 所得税額

208万円×10%－97,500円＝110,500円

以 上